破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１４３号
神奈川県厚木市愛甲2914番地６
破産者　安西　敬子
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第８３０号
神奈川県足柄上郡松田町寄121番地111
破産者　星　　義一
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１２８号
神奈川県小田原市城山１丁目４番１―704号　新幹線ビル
破産者　伊東　衛男
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１２９号
神奈川県小田原市城山１丁目４番１―704号　新幹線ビル
破産者　伊東　惠子
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１３２号
神奈川県小田原市成田726番地の５　石川方
破産者　伊東　康宏
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第４１１号
茨城県石岡市東光台３丁目５番４号
破産者　岡崎　計一
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第６６３号
群馬県前橋市北代田町541番地19
破産者　黛　　憲二
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１４３号
群馬県高崎市剣崎町276番地
破産者　指田　　広
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第３０２号
神奈川県逗子市沼間５―20―29、住民票上の住所静岡県裾野市佐野24番地の10　ルーミングハウス植松Ⅰ―201
破産者　石渡　伯枝
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１４０号
神奈川県伊勢原市東成瀬38番地の１　スナン東成瀬Ａ102号、前住所神奈川県厚木市長谷1197番地10
破産者　大村　基樹
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２０年（フ）第４７０号
静岡県沼津市岡宮1091番地　シティーハイツ渡辺103
破産者　山﨑　麻夫
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
愛知県瀬戸市ききょう台２丁目62番地
破産者　伊藤　美春
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４４号
神戸市須磨区千歳町４丁目２番２号、前住所大阪市西淀川区出来島３丁目２番３―708号
破産者　岡田　喜裕
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２６号
北海道留萌市花園町４丁目８番21―105号
破産者　中田　恵美
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１１号
川崎市麻生区黒川579番地１　グリーンハイツ206
破産者　郷田　玲子
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
兵庫県西脇市大野544番地の９　市営住宅779号
破産者　東山　悦子
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２０年（フ）第３０１号
鳥取県倉吉市東町350番地の６
破産者　鵜沼　政義
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３０２号
鳥取県倉吉市東町447番地２
破産者　鵜沼　信晴
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１号
鳥取県倉吉市東町446番地の９
破産者　鵜沼　　力
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２号
鳥取県倉吉市東町446番地の９
破産者　鵜沼　民子
１　決定年月日　平成21年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部